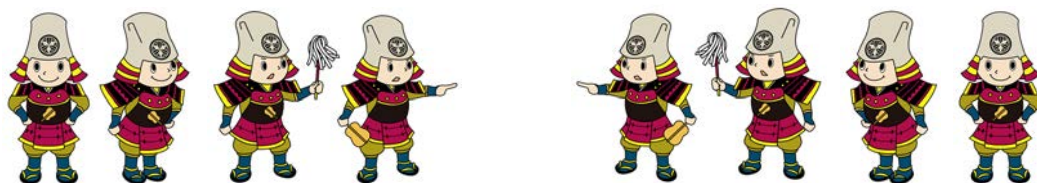


岩手地区まちづくり協議会

第9回総会議案書



岩手まち協・第9回総会次第

日 時 令和2年4月19日10時～

場 所 岩手地区まちづくりセンター

次 第

1. 開会のあいさつ

2. 会長あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 資格審査

5. 議長選出

6. 議事

第1号議案 令和1年度事業報告

第2号議案 令和1年度決算・監査報告

第3号議案 令和2年度事業計画(案)

第4号議案 令和2年度予算(案)

第5号議案 その他

《添付資料》

岩手地区まちづくり基本構想

まち協規約

まち協活動体系概念図

専門部の構成

7. 議長降壇

8. 閉会のあいさつ

以上

第1号議案 令和1年度事業報告

令和1年度事業報告



令和への改元は、昨年(2019年)の5月1日でした。そのため、改元前に実施した昨年の議案書では2019年度活動計画(案)として審議し、承認をいただき活動を展開してきましたが、今年の総会では、活動期間の大半が令和1年度であることから「令和1年度事業報告」とさせていただきます。ご理解願います。

昨年度を振り返ると、国内では豚コレラが蔓延する中で、統一地方選挙、交通事故による幼稚園児や児童などの死亡、京都アニメーションへの放火による36名の犠牲、9月から10月にかけては度重なる台風による大きな被害、10月には消費税の増税や首里城の火災、年度末には新型コロナウイルス翻弄されるなど災害や悲惨な事件・事故が多発した1年と言えます。そうした中にも明るい話題がありました。新天皇の即位、ラグビーワールドカップでの日本代表の活躍、渋野日南子、八村塁、サニブラウンなどの活躍やマラソン日本代表を選出するレースなどが、塞ぎがちな気分を転換させてくれました。

垂井町においては、統一地方選挙において早野博文町長が誕生し、まちづくり協議会の活動に対する私たちの疑問に答え、人口減少に対する新たな施策を町民目線・三現主義に基づいて展開してくれることを期待しています。

こうした状況下にあっても、私たち岩手まち協は地区センターを拠点として、設立時に確認した『住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区』のスローガンの下に集まった構成団体の皆さんと共に、地域の絆を深め、活性化を図っていく役割を担っていくことを改めて認識し、全ての事業をまち協と連合自治会(自治会長の皆さん)を車の両輪としてまち協運営委員、専門部員の皆さんの協力を得て活動を展開してきました。

この1年間を振り返った時、連合自治会、運営委員、専門部員、体育推進員、青少年育成協力推進員の皆さんの多大な協力と地域の皆さんの積極的な行動があって、まち協の活動が成り立っていることを改めて実感しました。

以下、令和1年度の主要事業について振り返ってみます。



1. 生涯学習事業

この事業は、一般教養講座、スポーツ講座、地域子ども教室、クラブ・サークル活動の4部門があり、一般教養講座では「岩手の歴史と文化を知る」として2回、「料理教室」として3回、「寄せ植え」「しめ縄づくり」「レザークラフト」「ワインとチーズ教室」などの講座を8回行いましたが、総参加人員が144名と前年度より減少する結果となりました。

講師の都合で回数減となった料理教室などが要因として考えられますが、地域の皆さんの声を活かした講座を開設すること、昼間だけでなく夜間の講座についても企画していく必要性を痛感しています。

スポーツ講座はドッチビー大会の前段に、体育推進員を中心に実施しました。40名を超える参加があり、大会参加予定者の参加もあって有意義な教室となりました。

しかしながら高齢化が進んでいる岩手地区において、健康寿命を高めるためにも、新たな軽スポーツの講座を開設し、地域の皆さんの健康増進に資さなければと考えています。

地域子ども教室は、菁莪塾とこども生け花教室の2講座があります。

菁莪塾は9回の計画でしたが、台風の影響で「鮎つかみ」が中止となりました。



新たに「プログラミング教室」を開設しましたが、「鮎つかみの中止」の影響は大きく、講師やボランティア、保護者の皆さんなど関係者を含め、延べ350余名の参加にとどまりました。

こども生け花教室は12回開催され、延べ290名を超える参加がありました。

地域子ども教室は、小学校の土曜授業との連携と言う課題と向き合う中で、次代を担う子どもたちに、まち協でしか提供できない講座を模索していきます。

クラブ・サークル活動は、地区センター、小学校の体育館を活動拠点とする18団体が趣味や健康活動を展開しています。地区センターを拠点とする活動団体の1年間の利用者数は、延べ2,500名余を数えています。

しかしながら、活動を展開している皆さんの高齢化が進み、活動停止を検討しているとの声もあることから、新たな活動団体の設立に向けた行動を起こす必要があります。

2. 地域ふれあい事業

平成29年度から4大行事の一つと位置付けた「ホタル祭り」は農地・水・環境保全組合との協同事業として環境整備部が、「夏祭り」「芸術文化祭」は芸術文化部が、「ウォーキング大会」「運動会」「春・秋のスポーツ大会」はスポレク部と体育推進委員会が中心となって進めてきました。令和1年度は、この4大行事全てにポスターを作成して、宣伝に努めました。

これらの行事は専門部会、役員会、運営委員会の議論を深める中で企画・運営を行っています。その実施にあたっては、運営委員の皆さんや小学校（PTA）の皆さん、商工会、中学生ボランティアなどの協力を得ることでスムーズに運営されると共に、多くの皆さんの参加を得ることができました。

4回目となったホタル祭りは、6月3日から13日までを祭り期間とし、8日には「菁莪塾・ほたるの生態を学び観察する教室」と並行して川原自治会集会所をメイン会場としてイベントを開催しました。ポスターの掲示やチラシの配布なども行い、バザーも展開する中で300名余の来場者があり、初夏の風物詩を楽しむイベントとして定着してきていると感じました。

岩手川のホタルは、谷集落から五明集落まで広範囲に自然発生することを、垂井町内外の多くの人に知ってもらう努力が必要と感じています。



夏祭りは、毎年8月14日の開催が定着しています。雨天のため、小学校の体育館での開催となりましたが、新たな試みとして「浴衣の着付け教室」を行うとともに、盆踊りに「ダンシングヒーロー」を加え、地区センターにおけるダンスサークル等の協力を得て取り組んだところ、大変な盛り上がりを見せました。商工会、谷そばの会、消防団、青少年育成協力推進員と北中学校生徒によるバザーなども人気があり、雨天による室内開催にもかかわらず、500名余の地域の皆さんがお盆の一夜を楽しみました。

地区運動会、芸術文化祭は、岩手小学校とのコラボレーションで取り組まれています。

地区運動会は、各自治会のゴミステーションにポスターを掲示して準備を行いました。台風によってグランドコンディションが不良のため、町民運動会の部は中止となり、小学校のみの開催となりました。そのため、会場設営や撤収の手助けを、まち協運営委員や体育推進員、スポレク部員に呼びかけたところ、多数の皆さんが参加してくれました。岩手地区の皆さんの誠意を感じさせました。

芸術文化祭も、運動会と同様にポスターを掲示して参加を呼びかけました。芸術文化祭は保育園児、小学生、中学生の発表の場であると同時に地区センターを拠点として活動する皆さんの成果発表の場であり、地域芸能や地域の皆さんの創作活動を知っていただく場です。

今回、初めての試みとしてオープニングに北中学校の吹奏楽部の演奏を行い、東京オリンピックの応援ソングである「パプリカ」の演奏とともに、参加者がダンスを踊る場面もありました。また、TSSウインドアンサンブルの演奏においても、小学校の校歌がサプライズ演奏され、大きな盛り上がりを見せました。

地域の歴史を感じて頂く特別展示では「大石の花火図」「赤報隊に関わる資料」を掲示しました。作品展示、舞台出演者、中学生ボランティア、観覧者を含め600名余の皆さんが参加してくれました。

スポーツ大会は、ウォーキング大会、春・秋のグランドゴルフ大会、秋のドッチビー大会が行われています。これらの大会は、前述したように体育推進員の皆さんが核となって企画・運営をしています。

ウォーキング大会では3回目となり「岩手地区一周コース13.7キロ」「ファミリーコース4.5キロ」に新たに「明神湖一周コース6.8キロ」を加え、90名余の皆さんが初夏の岩手の風景を楽しみながら歩きました。熱中症対策として、参加者に保冷剤を配布するとともに、地区センターに看護師さんを配置しました。

自治会対抗形式のドッチビー大会は、子どもたちと大人が一緒に楽しめることから、多くの自治会が参加し、100名余の皆さんが白熱したゲームを展開しました。

グランドゴルフ大会は、岩手地区においてクラブを結成して、練習を積み重ねている皆さんを中心に、一般参加も呼びかけ、春と秋に大会を開いています。春の大会は、大石の北部グランド、秋の大会は、関ヶ原の今須にある芝の公認コースで開くことが定着してきました。

春・秋を通して60名余の皆さんが、日頃の練習の成果を競う大会となりました。

青少年育成地域づくり推進事業は、青少年育成協力推進員会が核となり、北中学校の地区長やボランティアの皆さんがラジオ体操大会、青少年健全育成地区民大会、あじさい花壇の



整備に取り組みました。

ラジオ体操大会は、約350名余が参加し、同日に行われる予定であった中学生による環境美化活動は雨天により中止しました。

青少年健全育成地区民大会には、120名余の参加を得て開催されました。小中学生の体験発表、青少年育成協力推進委員会の活動報告などを通して、地域の大人が皆で子供たちを見守り育てていくことを確認する場となりました。お楽しみ会として「マジックショー」「半兵衛汁・五平餅のふるまい」や「ビンゴ大会」などが行われ、多くの子供達が楽しいひと時を過ごしました。

北中学校の生徒によるボランティア活動は、地区長を中心にホテル祭りのバザー、プログラミング教室の補助、夏祭りのバザー、文化祭の支援活動、環境看板づくりなど延べ47名の皆さんが、積極的に活動してくれました。

3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

この事業は、安心安全のまちづくり活動、地域福祉の向上を図る活動、文化財整備事業、広報活動が主要な活動です。

安心安全の活動として、子ども見守り活動、地震体験を実施しましたが、災害時を想定した避難所運営訓練は実施することができませんでした。

子供見守り活動には各自治会の協力を得て、82名の活動員が登録されており、登下校時の見守り、農作業などをしながらの見守りを行って頂いています。更に見守りステッカーを貼付した自家用車による巡回見守りにも取り組んでいます。

新たな取り組みとして「救急医療情報キット」を社会福祉協議会との協働事業として、岩手地区の全世帯に配布し、設置していただく活動を展開しました。この取り組みは「高齢者世帯」「独居高齢者」を対象として取り組まれていることが一般的ですが、私たちは、赤ちゃんから高齢者まで、家庭内で情報を共有して万が一に備えることが大切であると考え、全世帯を対象としました。情報シートの書き換えなどの機会に家族の健康について話し合う機会が増えることを期待しています。

地域福祉の向上に積極的に取り組む必要性から、健康福祉部を核として生活支援サービス「くらしのサポート」に取り組んでいますが、開店休業の状態です。社会福祉協議会の協力を得て再構築に取り組む必要があります。

隣近所の助け合い・気遣いを深めるための「愛の見守り活動（黄色い旗運動）」は、向こう三軒両隣のふれあい、ささえあいを醸成することを目的としています。それぞれの地域において隣近所が話し合いで、支え合おうとする機運が盛り上がることを期待しています。黄色い旗が経年変化で劣化しています。地区センターで交換しますので申し出てください。

「コーヒーサロン（カラオケサロン）」は、高齢者の皆さんが気軽に集うことができる場として、毎週月曜日に開催してきました。3年目を迎え、この1年では前年の約2倍となる延べ600名程度の参加者があり、着実に定着しつつあることを実感しています。

この取り組みを核として地区センターが、高齢者だけでなく、より多くの皆さんが集い、交流できる場となるようイベントなども計画していきます。



文化財整備事業は、例年通り7月、8月の2回、櫓門・菁莪記念館周辺、菩提山・逆さ杉ハイキングコース、菩提山城跡の整備を運営委員と櫓門保存会、逆さ杉保存会、菩提山登山路愛護会と合同で実施しています。同時期に行う青少年育成協力推進員によるあじさい花壇の整備と併せて延べ70名余が参加しました。

菩提山城跡の整備については、菩提山登山路愛護会との協同事業として、ゴールデンウィーク前のハイキングコースの整備や城跡の清掃・整備を行うと共に、城跡の斜面に山つつじを植栽する事業にも取り組んでいます。

広報活動については「まち協だより」の定期発行に加えて、各種イベントのポスターを各自治会のゴミステーションに貼付すると共に、チラシを全戸配布する取り組みを行いました。

今後もインターネットによる格安印刷の利点を生かし、出来る限り全戸配布による広報の充実を図ります。

住民主体のまちづくりアンケートを9月に実施しました。平成26年に実施して以来5年という時間経過の中で、岩手地区の皆さんの意識変化の状況を把握し、まちづくりに活かしていくことを目的に実施しました。

今回のアンケートの大きな特徴は、18歳以上の皆さんを対象にしたことです。このことにより、前回と比較することに難点もありましたが、前回以上に幅広く、貴重な意見が集約されたと言えます。アンケートの集計・分析結果については、垂井町報を配布している全世帯に配布させていただきましたので、ご一読いただき、ご意見を寄せて頂ければ幸いです。「岩手地区に必要な施策」を問う質問に対する回答は、以下の優先順位となっています。これを参考に今後の活動を展開していきます。

- 第1位 防災・防犯などの安全安心
- 第2位 地域の整備や施設づくり
- 第3位 高齢者、障がい者の支援
- 第4位 健やかな子供の育成
- 第5位 歴史文化の保存と継承



4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

毎月第4水曜日の定例役員会、主要行事に向けた6回の運営委員会、年間活動の企画や実施に向けた専門部会や実行委員会によってまち協の運営が進められています。

概ねタイムリーに会議を開くことができたと判断していますが、より活動の幅と深みを追及することも重要な課題であると考え、役員会として諸会議の活性化を図り、事業展開が、よりスムーズに進められるよう努めていきます。

地域の皆さんに地区センターを身近なものに感じていただくために、地区センターを訪れる皆さんに季節感を感じていただく取り組みとして、ハロウィン・サンタクロース・雪だるまの風船人形、クリスマスツリー、七夕飾り、雛飾り、五月人形、季節の花など事務局を中心に有志の皆さんの協力を得て、正面玄関を飾ってきました。



令和1年度の主な事業(活動)報告

具体的事業 月	会議等	安心・安全部	健康福祉部	子ども育成部	芸術文化部
	役員会(毎月第4水曜日) 運営委員会(6回) 各専門部会	災害図上訓練 こども見守り活動 交通安全対策 自主防災隊の連携について 災害時の要支援者対応	社会福祉協議会との連携による 見守りネットワークの強化 生活支援サービス「くらしのサポート」の展開 一人暮らしの高齢者家庭訪問 給食サービス 要支援者マップの作成	子ども教室(菁莪塾) 子ども会活動の支援 小学校留守家庭児童教室支援 ラジオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援	夏祭りの企画運営 芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座 特別講座
4月	27日 まち協議会準備 28日 まち協議会 役員会①	子ども見守り活動	18日 シニアはつらつ教室 22日 給食サービス		5日 歴史と文化を守る総会
5月	17日 運営委員会① 22日 役員会	子ども見守り活動 27日 安心安全部会	14日 健康福祉部会 16日 シニアはつらつ教室 20日 給食サービス	9日 子ども育成部会 11日 菁莪塾①(岩手の歴史)	20日 芸術文化部会
6月	26日 役員会	子ども見守り活動	17日 給食サービス 20日 シニアはつらつ教室	8日 菁莪塾②(ホテル観察)	2日 ホテル撮影勉強会 17日 料理教室 21日 レザークラフト教室 24日 芸術文化部会
7月	7日 臨時役員会 アンケートについて 7日 文化財整備事業 7日 運営委員会② 24日 役員会	子ども見守り活動	18日 シニアはつらつ教室	21日 ラジオ体操大会 バイパス明神湖清掃→中止 27日 菁莪塾③中止 (あゆつかみ)	1日 歴史勉強会 7日 芸術文化部会 28日 芸術文化部会
8月	18日 文化財整備事業 18日 運営委員会③ 28日 役員会	子ども見守り活動 11日 地震体験	22日 シニアはつらつ教室	1日 菁莪塾④ (プログラミング) 10日 菁莪塾⑤ (星空観察)	14日 夏祭り 着付け教室
9月	21日 町民運動会→中止 25日 役員会	子ども見守り活動	9日 給食サービス 11日 福祉ネットワーク懇談会 19日 シニアはつらつ教室	7日 菁莪塾⑥ (自然観察)	2日 芸術文化部会
10月	14日 運営委員会④ 23日 役員会	子ども見守り活動	17日 シニアはつらつ教室 24日 給食サービス	25日 菁莪塾⑦ (料理教室)	9日 料理教室 17日 日本酒セミナー 18日 芸術文化部会 30日 歴史勉強会 (岩手の古墳)
11月	16日 芸術文化祭準備 17日 芸術文化祭 27日 役員会	子ども見守り活動	11日 福祉ネットワーク懇談会 21日 シニアはつらつ教室 22日 給食サービス	30日 菁莪塾⑧ (星空観察)	16日 芸術文化祭準備 17日 芸術文化祭
12月	8日 運営委員会⑤ 22日 地区民大会実行委員会	子ども見守り活動	19日 シニアはつらつ教室 25日 給食サービス	14日 菁莪塾⑨ (木の実を使った工作)	7日 ワインセミナー 12日 園芸教室 14日 しめ縄作り教室
1月	22日 役員会 25日 地区民大会準備 26日 地区民大会	子ども見守り活動	16日 シニアはつらつ教室 23日 給食サービス	25日 地区民大会準備 26日 地区民大会	
2月	26日 役員会	子ども見守り活動 22日 防災防犯交流会	20日 シニアはつらつ教室 26日 給食サービス	1日 菁莪塾⑩ (そば打ち)	3日 料理教室(そば打ち)
3月	10日 運営委員会⑥ 新型コロナ対策により 資料配付で対応 25日 役員会	子ども見守り活動			

令和1年度の主な事業(活動)報告

具体的事業 月	スポレク部	体育推進委員会	環境整備部	青少年育成協力推進委員会	その他
	町民運動会の企画運営 スポーツ講座 春秋スポレク行事の企画運営	住民の健康増進	農地・水・環境保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業 蛭が育つ環境の維持・啓蒙、 ほたる祭りの企画運営	青少年の健全育成	
	スポーツ講座 生涯スポーツの振興		中学生の地域貢献活動支援 青少年の健全育成に関わること		
4月		13日 委員会①	27日 菩提山城跡整備	14日 委員会	27日 菩提山城跡整備 (菩提山城登山路愛護会)
5月	11日 スポレク部会 26日 ウォーキング大会		6日 環境整備部会 あじさい花壇整備	19日 委員会② 北中生地区長会	
6月	3日 グランドゴルフ大会打合 19日 グランドゴルフ大会	30日 垂井町研修会	1日 ほたる川周辺草刈り 2日 ホタル撮影勉強会 2日 ほたる看板・足下ライト設置 8日 ホタルまつりイベント 14日 足下ライト撤収 15日 片付け	8日 菁莪塾・ほたる観察 23日 七夕飾り・看板作り	
7月	26日 スポレク部会		7日 文化財整備事業① 21日 ラジオ体操大会後の バイパス明神湖清掃→中止	7日 委員会③ あじさい花壇整備 21日 委員会④ ラジオ体操大会 27日 鮎つかみ→中止	6日 神田公平を偲ぶ会
8月	18日 スポレク部会 (運営委員会後) 31日 スポレク部・体推合同会議	31日 委員会②	4日 環境美化デー 18日 文化財整備事業②	14日 夏祭り(北中生地区長) 18日 あじさい花壇整備 環境看板撤去	
9月	21日 運動会→中止	21日 運動会→中止 28日 委員会③			24日 小学校運動会テント等準備 撤収の協力
10月	5日 グランドゴルフ打合せ 6日 ドッチビー教室 13日 ドッチビー大会 23日 グランドゴルフ大会	6日 ドッチビー教室 13日 ドッチビー大会 23日 グランドゴルフ大会			救急医療キット配布 まちづくりアンケート実施 30日 ハロウィンパーティー (幼保園園児)
11月				17日 芸術文化祭 (北中生地区長) 24日 委員会⑤	
12月		8日 垂井町一周駅伝	24日 菩提山城跡整備	22日 地区民大会実行委員会	22日 地区民大会実行委員会 24日 菩提山城跡整備 まちづくりアンケート 追加調査実施
1月				25日 地区民大会準備 26日 地区民大会 (北中生地区長)	
2月		1日 委員会④	3日 菩提山城跡整備		3日 菩提山城跡整備
3月			20日 菩提山城跡整備	22日 委員会⑥	20日 菩提山城跡整備

第2号議案 令和1年度決算・監査報告

一般会計

自：平成31年4月1日

至：令和2年3月31日

収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	適用
前年度繰越金	207,871	207,871	
垂井町交付金	2,095,000	2,095,000	垂井町
助成金	330,000	330,000	連合自治会より
補助金	140,000	140,000	垂井町
	200,000	200,000	青少年町民会議
	100,000	100,000	社会福祉協議会
雑収入	50,129	136,027	預金利息、参加費等
計	3,123,000	3,208,898	

支出の部

項目	予算額	決算額	適用
人件費	500,000	571,211	
事業費	1,314,000	912,679	
広報活動費	86,000	39,960	
会議費	90,000	112,015	
事務局費	533,000	803,227	
保険料	130,000	135,110	
青少年団体活動費	340,000	340,000	菁莪塾、青少年育成
地域福祉事業費	100,000	147,010	
予備費	30,000	0	
計	3,123,000	3,061,212	

残高の部

収入	支出	残高
3,208,898	3,061,212	147,686

会計 町田 正博 ㊞

高木 茂彦 ㊞

特別会計

自：平成31年4月1日

至：令和2年3月31日

収入の部

単位：円

項目	決算額	適用
前年度繰越金	550,847	
グッズ等販売	20,000	半兵衛関連
雑収入	10,004	利息、連合自治会より
計	580,851	

支出の部

項目	決算額	適用
小学校備品助成金	50,000	マルチひな壇
グランドゴルフセット	32,184	
応援うちわ作成費	25,670	消防団県大会出場
半兵衛頭彰会拠出金	10,000	墓所整備
計	117,854	

残高の部

収入	支出	残高
580,851	117,854	462,997

監査報告

令和1年度の一般会計、特別会計の決算書及び会計簿、預金通帳、領収書、その他関係書類を詳細に監査した結果、正確に記入され相違なきことを認めます。

令和2年4月1日

監事 熊崎 誥一 ㊞

浅野美津子 ㊞

第3号議案 令和2年度事業計画(案)

はじめに

第4期(令和1年度から令和2年度)の中間年となる今年は、住民主体のまちづくりアンケートの結果に基づく活動に取り組む初年度であり、現役員の任期を終える1年となります。

私たちは、これまで以上に地域自治の推進母体である連合自治会と手を取りあって、7年間の活動の成果と課題に真正面から向かい合い、牛歩の歩みと言われても、着実により良い岩手地区のまちづくりに取り組んでいきます。

岩手まち協は、地域づくりの役割を担う中核として活動します

岩手地区は垂井町の中でも、少子化・高齢化が顕著に進んでいる地域です。これに対応する力を岩手まち協独自では持ち得ないことは明白です。しかしながら、岩手地区で育つ子供たちが元気に学び、遊び、自分たちのふるさと岩手を思う心を育む一助となることはできます。また岩手地区で生活する高齢者の皆さんが、安心して安全に楽しく過ごしていくまちづくりの一端を担うことも出来るはずです。

岩手まち協は地域づくりの中核であることを改めて自覚し、全ての事業を、まち協と連合自治会(自治会長の皆さん)が車の両輪となって、垂井町や垂井町社会福祉協議会との連携をさらに深め、運営委員会の議論を深める中で、全ての構成団体の皆さんと意思疎通を図り、協力を得て活動を展開していきます。

以下、まちづくり基本構想に基づき、令和2年度の具体的な活動を提案します。

令和2年度の主要事業

本年度の主要事業は次の通りとし、地域の皆さんに行事やクラブ・サークル活動への参加を幅広く呼び掛ける宣伝活動も積極的に行っていきます。〈行事日程は別紙を参照〉

1. 生涯学習事業

(1) 一般教養講座

① 歴史教室

岩手の歴史と文化を守る会、竹中半兵衛重治公顕彰会との連携を図ると共に岩手地区、竹中半兵衛以外の様々な歴史と文化にも触れる活動を進めます

② 料理教室

③ 園芸教室

④ しめ縄づくり教室

⑤ クラブ・サークルと連携して新講座の開設に努めます

⑥ 特別教室(レザークラフト、包丁研ぎ、パソコン、英会話、チーズ・ワイン等)の開設に努め、クラブ・サークルの新設を目指します

- (2) スポーツ講座
スポレク部及び体育推進委員会を中心に、秋のスポーツ大会に向けた講座に加え、ノルディックウォーク、老人クラブと連携したペタンク等の講座開設を図ります。
- (3) 地域子ども教室（菁莪塾、子ども生け花教室）
岩手まち協として、パソコンを使ったプログラミング教室の開設を図ります。

2. 地域ふれあい事業

- (1) ホタル祭り（農地・水・環境保全組合と共催）
岩手地区以外への広報、イベントの充実を図ります
- (2) 若者が地域の活性化に挑戦する事業
20～40代の男女が集い、岩手地区の活性化を図るためのイベント開催にチャレンジできるよう、予算措置を含め環境を整えていきます
- (3) スポーツ・レクリエーション事業（体育推進委員会との連携）
ウォーキング、グランドゴルフ、ドッチビーなどの軽スポーツ大会を進めます
- (4) ラジオ体操大会
- (5) 夏祭り（盆踊りを中心）
- (6) 岩手地区運動会（町民運動会を小学校と共催）
- (7) 芸術文化祭（小学校と共催）
- (8) 青少年育成地域づくり推進事業
青少年育成協力推進委員会との連携により、中学生ボランティアと自治会長や環境整備部の皆さんが協力する環境美化活動、環境看板づくり、青少年健全育成地区民大会を開催します
- (9) カラオケ教室やカラオケ大会（老人クラブと共催を図る）
- (10) コーヒーサロン、カラオケサロンの充実
- (11) クラブ・サークル活動
クラブ・サークル活動の成果を、地域の皆さんと共有するための作品展示会を芸術文化祭にとどまらず、地区センターのロビーで開催することを模索します

3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

- (1) 安心・安全のまちづくり活動
 - ① 災害図上訓練などを行い、災害発生時の対応力を強化します
ディグ、ハグ、クロスゲーム、防災教室等
 - ② 自治会や自主防災隊と連携して要支援者マップを作製します
 - ③ 子ども見守り活動を充実します
 - ④ 社会福祉協議会と連携し地域見守りネットワークを充実します
愛の見守り活動（黄色い旗運動）の継続・発展
生活支援サービス「くらしのサポート」の再構築
救急車を要請した時に役立つ救急医療キットの継続・発展

(2) 文化財等整備事業

櫓門周辺、逆さ杉、菩提山城址、菩提山・逆さ杉ハイキングコースなどの整備事業を竹中半兵衛重治公顕彰会、逆さ杉保存会と共同で進めます

(3) 広報活動

① まち協だよりの発行

毎月発行することを大切にし、活動報告やトピックスの紹介、講座への参加呼びかけ、クラブ紹介・参加呼びかけなど、まち協の広報宣伝活動の核とします。

② 「岩手まち協」を外部へ発信

垂井町のホームページ上に「協働のまちづくり」というアイコンが設けられ、そこに「岩手まち協のページ」が設定されています。

インターネットの検索サイトで「岩手地区まちづくり協議会」と入力すると、岩手まち協の頁を開くことができます。これを有効に活用していきます。

③ 岩手まち協4大行事の案内チラシ(A4版)、ポスター(A2版)の作成と啓発

各家庭にチラシの配布と各地区ごみステーションにポスターの掲示を行い、行事の周知を行います。

4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

役員会、運営委員会、専門部会などの諸会議を適切に配置して、事業展開がスムーズに進められるよう努めます。

また、地区センターが集いの場となるようロビーの整備を継続して行っていきます。

令和2年度・主要行事予定

実施予定日	曜	行 事 名	内容、参加者、関連会議など
4月19日	(日)	第9回岩手まち協 総会	まち協構成団体より各2名の代議員
4月26日	(日)	菩提山城登山路等整備	連休に向けて登山路・城跡等の整備清掃
5月の早期に		専門部会	各専門部の活動を協議
5月 9日	(土)	菁莪塾① 授業日	地域の歴史 (6年生)
5月16日	(土)	第1回運営委員会	ほたる祭りについて
5月17日	(日)	春のスポーツ大会	住民 ウォーキング大会 (スポレク部・体推)
6月17日	(水)		住民 グランドゴルフ大会 (スポレク部・体推)
6月1日～13日		岩手地区ほたる祭り ほたる祭りイベント(6日)	住民 川原集会所・岩手川(川原橋～清水橋周辺) (環境整備部を中心としたホテル祭り実行委員会)
6月 6日	(土)	菁莪塾②	ほたる観察(小学生希望者:地区センター)(こども育成部)
7月 5日	(日)	文化財整備事業	まち協運営委員 菩提山、逆さ杉、陣屋跡、菁莪記念館等の環境整備を保存 会などと合同で行う (環境整備部)
		第2回運営委員会	ラジオ体操大会、夏祭りについて
7月19日	(日)	ラジオ体操大会	住民 (こども育成部)
7月29～30日	(水)(木)	菁莪塾③	プログラミング教室 (3・4・5・6年生希望者:小学校)
8月 1日	(土)	菁莪塾④	鮎つかみ (小学生希望者:川原集会所) (こども育成部・青推)
8月14日	(金)	夏祭り	住民 盆踊等 (夏祭り実行委員会)
8月23日	(日)	文化財整備事業	まち協運営委員 菩提山、逆さ杉、陣屋跡、菁莪記念館等の環境整備を保存 会などと合同で行う (環境整備部)
		第3回運営委員会	町民運動会について
9月 5日	(土)	菁莪塾⑤ 授業日	エコ・科学工作 (3・4年生)
9月19日	(土)	町民運動会	住民(まち協運営委員・小学校・幼保園・スポレク部・体推)
10月 4日	(日)	第4回運営委員会	芸術文化祭について
10月10日	(土)	スポーツ教室	住民 ドッジビーについて (スポレク部・体推)
10月18日	(日)	秋のスポーツ大会	住民 ドッジビー大会 (スポレク部・体推)
10月21日	(水)		住民 グランドゴルフ大会 (スポレク部・体推)
10月 9日	(金)	菁莪塾⑥ 授業日	料理教室 (5年生)
11月 1日	(日)	芸術文化祭	住民 (まち協運営委員・小学校・芸術文化部)
11月21日	(土)	菁莪塾⑦	星空観察 (小学生希望者:地区センター・小学校) (こども育成部)
12月 6日	(日)	第5回運営委員会	青少年健全育成地区民大会について
12月12日	(土)	菁莪塾⑧ 授業日	リースづくり (1,2年生親子)
12月20日	(日)	青少年健全育成地区民大会	住民 (まち協運営委員・こども育成部・青推)
2月 6日	(土)	菁莪塾⑨	そば打ち (6年生希望者:地区センター)(こども育成部)
3月 7日	(月)	第6回運営委員会	令和2年度の振り返り

・役員会を月1回行う。(原則毎月第4水曜日)

・一般教養講座、特別講座、スポーツ講座、地域子ども教室(菁莪塾)等を計画推進していく。
(菁莪塾は小学校・PTA・青推と連携して進める。)

・まち協では、各専門部が中心となって計画立案実行する。実行に当たっては運営委員が協力する。

第4号議案 令和2年度予算(案)

一般会計

自：令和2年4月1日

至：令和3年3月31日

収入の部

単位：円

項 目	令和1年度予算額	令和2年度予算額	適 用
前年度繰越金	207,871	147,686	
垂井町交付金	2,095,000	2,112,000	垂井町より
助 成 金	330,000	330,000	連合自治会より
補 助 金	140,000	140,000	垂井町より
	200,000	300,000	青少年町民会議より
	100,000	100,000	社会福祉協議会より
雑 収 入	50,129	70,314	預金利息、参加費等
計	3,123,000	3,200,000	

支出の部

項 目	令和1年度予算額	令和2年度予算額	適 用
人 件 費	500,000	550,000	役員手当、報償費
事 業 費	1,314,000	1,287,000	4大行事、講座、球^-ツ大会
広 報 活 動 費	86,000	40,000	まち協だより、アンケート
会 議 費	90,000	90,000	総会、役員会、専門部会
事 務 局 費	533,000	533,000	備品、消耗品、インク、トナー
保 険 料	130,000	130,000	傷害保険料
青少年団体活動費	340,000	440,000	菁莪塾、青少年育成
地域福祉事業費	100,000	100,000	サロン、暮らしのサポート
予 備 費	30,000	30,000	
計	3,123,000	3,200,000	

費用項目間の流用は、役員会の承認を得て行うことができるものとします。

岩手まち協の役員の年間役員手当(人件費内訳)

会 長	220,000円	執行役員	15,000円	1人当たり
副 会 長	20,000円	会 計	10,000円	
事務局長	35,000円	監 事	10,000円	1人当たり
事務局次長	20,000円	運営委員など報償費	135,000円	

第5号議案 その他

添付資料

- ・岩手地区まちづくり基本構想
- ・まち協 規約
- ・まち協活動体系概念図
- ・令和2年度の役員
- ・専門部の構成
- ・愛の見守り活動について
- ・救急医療情報キットについて

岩手地区まちづくり基本構想

地区まちづくり協議会設立の意義

岩手地区まちづくり協議会は、垂井町まちづくり基本条例に基づき、垂井町の指導の下に設立されました。

まちづくり協議会は、住民と行政(垂井町)との協働のもと、住民の参加と役割分担によって、責任ある主体的な「まちづくり」を推進することにより「豊かで住みよく、安心して暮らせる」地域を形成することを目的としています。

しかしながら、その実態は、国や自治体の財政が厳しい中で、従来であれば行政に要望したり苦情を言ったりする中で解決してきたものを、住民にできることは自らの手で解決を図らなければならないというものです。

行政の住民に対する押し付けということもできますが、私たちは、視点を変えて「行政にできない、まちづくりをやってやろう」「自分たちの町を、どこよりも良い町にしよう」という気概をもって取り組む必要があります。

そのことこそが、岩手地区の住民として、意義ある活動に繋がり、自らをも納得できる行動を起こすことができるのではないのでしょうか。「行政が目を見張る」そんな「まちづくり」を行っていきましょう。

まちづくりの目標と将来像

私たちのまち「岩手地区」は、先人の労苦により受け継がれてきた美しい自然と、竹中半兵衛重治公や伊富岐神社の神楽、集落ごとの祭囃子、大石の花火など誇りが持てる歴史・地域文化があります。里山や岩手地区を流れる河川などの自然は、私たちに無限の恵みを与え続けてくれました。

このような自然や歴史・地域文化の良さを次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの大切な役割です。

私たちが取り組む、まちづくりで一番大切なことは「何を行うか」ではなく「何のために行うか」であるといえます。それは「岩手地区に住む私たちが、いきいきと楽しく快適に暮らせるために行う」ことではないのでしょうか。

私たちは、次のような「まち」をめざし、岩手地区の良さを次の世代に引き継いでいきます。

「まち」に住む人々の心がふれあい、優しさに包まれた「岩手地区」
「まち」に住む人々の心がひびきあい、いきいきと暮らせる「岩手地区」
そのために、岩手地区の将来像(スローガン)を次のように設定します。
住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区

まちづくりの柱

私たちの「まち」の将来像～住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」

岩手地区～に結び付けていく「まちづくりの柱」を次のように定めます。

1. 誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり

私たちの「まち」は、豊かな自然に恵まれ、隣人を慈しむ人情いっぱいの住民が暮らす「まち」です。

しかしながら、人口の流出が続き、垂井町内で少子高齢化が最も顕著にみられる地区となっている中で、今一度「隣人を慈しむ人情いっぱい」の心情を高揚させ、誰もが安心して笑顔で、住み慣れた「まち」で子育てを行い、年老いていくことができる。住民同士が支え合い、高齢者や障がい者をサポートすることができる、そのような「まちづくり」が必要です。

近年、何の関わりもないのに子どもや青少年が傷つけられる、登下校の子ども列に暴走自動車が入り込む、振り込め詐欺にみられるようなお年寄りを狙った犯罪などが、毎日のように報道されています。

また、東日本大震災・福島原発事故や各地で頻発するゲリラ豪雨による災害は、記憶に新しいことです。

私たちの町では、幸いにして大きな災害・被害は発生していませんが、東南海地震がいつ来てもおかしくないと言われているように、災害はいつやってくるか予測できないものです。また、交通事故なども「なぜ」という状況で発生します。安心・安全は生活の基本です。

地域の生活は地域の皆で守り、誰もが安心して笑顔で暮らせることができるまちづくりが必要です。

2. 次代を担う子ども達を育むまちづくり

少子化が進行するなかで、地域の将来を担い、地域で活躍する子どもや青少年を育成することが重要な課題となっています。

子ども達が様々な体験や経験をすることで、生涯学習の基礎を身につけると共に、自ら考え、自らの力で今後を乗り切る（自分の将来を切り拓く）力をつけることができます。青少年が、その誇りと責任について自覚をたかめるため、健全な青少年団体及びグループ活動を育成・支援することが必要です。

このような活動を通して、地域の大人たちがもっている様々な技術や知恵を引き継いでいくことによって、次代を担う子どもや青少年達が、ふる里に愛着をもつことに繋がり「まち」の活性化に繋がります。

3. 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり

私たちの「まち」は、豊かな自然に包まれて、それぞれの集落に独特な芸能が伝えられると共に、竹中半兵衛重治公に象徴されるように歴史の薫りがあふれている「まち」です。

このような歴史と文化を次の世代に引き継ぐと共に、今を生きる人間として求められる一般常識・教養を高める場、趣味を楽しむ場を提供することも重要な課題です。

地域の歴史を発掘して発信すると共に、学んだ成果を披露する場も設定して多くの住民がふれあい、絆を深めることが個性ある「まち」に繋がります。

4. 誰もがスポーツを楽しむまちづくり

スポーツという言葉は、若者が「より早く、より高く、より強く」を求め、その成果を求める競技スポーツを連想しますが、平均寿命が延びる中で、人間としての一生を心身ともに健康に過ごすために「生涯スポーツ」という捉え方が広がっています。

私たちが取り組むスポーツは、健康で明るい人生を過ごすための「生涯スポーツ」です。老若男女、誰もが楽しめる軽スポーツを普及させることは、地域住民の体力づくり、体力維持に資することに繋がります。

そして、日頃の活動の成果を発揮する場としてスポーツを楽しむ機会を設け、住民相互のふれあいを深め「まち」の絆を強めます。

5. 環境にやさしいまちづくり

私たちの「まち」には四季折々の彩りをなす山や田畑があり、きれいな水が流れています。こうした自然は、私たちの大切な生活を支え、ときには、私たちの心を和ませてくれるなど、無限の恵みを与え続けてくれます。

このような素晴らしい郷土を、大好きな「まち」を未来に引き継いでいくために、環境保全・環境改善の取り組みは欠かすことができません。

また、歴史的遺産の環境を整備すると共に、そのことを広く発信して歴史と文化の「まち」の誇りをもち続けることも、私たちに課せられた命題です。

具体的な活動

具体的な活動は、まちづくりの5つの柱に沿って、専門部とその所管事項を定め、専門部が立案した企画を「まちづくり協議会」に参加する自治会など構成団体が一丸となって進めます。

5つの柱と専門部

- ① 誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり・安心・安全部・健康福祉部
- ② 次代を担うこども達を育むまちづくり・・・子ども育成部
- ③ 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり・・・芸術・文化部
- ④ 誰もがスポーツを楽しむまちづくり・・・スポレク部
- ⑤ 環境にやさしいまちづくり・・・環境整備部

各専門部の所管事項、具体的事業（活動目標）は、別紙の通りです。
年度毎の活動は年次計画として提起します。

以上

- 1. この基本構想は平成25年4月21日、第2回総会において制定
- 2. この基本構想は平成27年4月19日、一部改訂する
- 3. この基本構想は平成29年4月16日、一部改訂する

岩手地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、岩手地区まちづくり協議会(以下「岩手まち協」と言う)と称する。

(事務所)

第2条 岩手まち協の事務所は、岩手地区まちづくりセンター（垂井町岩手608-2）に置く。

(構成)

第3条 岩手まち協は、岩手地区に在住、在勤し、岩手地区において活動する自治会および各種団体（以下「構成団体」と言う）に加入している人をもって構成する。

2 前項の各種団体は、別に定める基準により役員会が認定する。

(目的)

第4条 岩手まち協は、岩手地区の住民、垂井町議会及び垂井町との協働のもと、岩手地区まちづくりセンターを拠点として地域コミュニティを形成し「岩手地区の絆」を強め、豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主・自立した岩手地区づくりを目的とする。

(事業)

第5条 岩手まち協は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 岩手地区の発展と安全・安心なまちづくりのための事業
- (2) 岩手地区のふれあいを深める事業
- (3) 垂井町議会及び垂井町との協働のまちづくりの推進を図る事業
- (4) 生涯学習事業
- (5) その他、岩手まち協の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第6条 岩手まち協は、前条の事業を行うために次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(役員、委員等)

第7条 岩手まち協に次の役員、委員（以下「役員等」と言う）を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 1名 |
| (5) 執行役員 | 6名 |
| (6) 会計 | 1名 |

- (7) 監事 2名
- (8) 運営委員 会長委嘱人数
- (9) 顧問 会長委嘱人数

2 前項の役員等の内、4号の事務局次長については、総会の承認を得て増員又は置かないことができる。

(役員等の選出)

第8条 役員は、第3条1項に定める構成員から選出するものとする。

- 2 会長は、岩手地区連合自治会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 3 副会長、事務局長、事務局次長、執行役員、会計、監事は、推薦委員会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の推薦委員会は、7名構成とし、委員は運営委員会で選出する。
- 5 運営委員は、役員会が必要と認める構成団体から推薦を受けた者を、会長が委嘱する。
- 6 顧問は会長が推薦し、役員会の議を得て、会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第9条 会長は岩手まち協を代表し、その運営を統括すると共に全ての責任を負う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、岩手まち協の事務局を主宰する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 執行役員は専門部会を担当する。
- 6 会計は岩手まち協の出納、経理事務を掌理する。
- 7 監事は岩手まち協の監査事務を司る。
- 8 運営委員は岩手まち協の運営及び事業活動を円滑に遂行する。
- 9 顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し、必要な助言を行う。

(役員等の任期)

第10条 第7条1項1号から7号の任期は、2年（総会から翌々年の総会まで）とする。但し、再任は妨げない。

- 2 第7条1項8号から9号の任期は、1年（総会から翌年の総会まで）とする。但し、再任は妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、第8条の定めにと拘わらず、役員会の議を経て、運営委員会の承認を得て補充することができる。
- 4 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、岩手まち協の最高決定機関であり、役員及び構成団体から選出された者（以下「代議員」と言う）をもって構成し、毎年1回定期総会を開催する。

但し、会長が必要と認めた場合及び運営委員の2分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催することができる。

- 2 構成団体から選出される代議員は、それぞれ2名とする。

2名の内、1名は、自治会においては自治会長、各種団体においては、その団体の代表者（会長など）とする。

構成団体の代表者が岩手まち協の役員に就任している場合は、代表者の代替代議員を選出・派遣しなければならない。

- 3 総会の議長は、代議員の中から選出する。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算、会計監査報告
 - (3) 役員等の選出・承認
 - (4) 規約の制定・改廃
 - (5) その他、重要な事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、総会で決定された事業計画を執行すると共に、総会に次ぐ決定機関として、第7条で定める役員等で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

- 2 運営委員会は、総会で決定された事業計画を推進するための行事計画及びその予算、決算、その他必要な事項を審議する。
- 3 運営委員会の議長は、会長とする。
- 4 運営委員会は、運営委員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、その議事は、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は役員会がこれを決定する。
- 5 会長は、必要に応じ、学識経験者などを運営委員会に参加させ、助言を得ることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、総会で決定された事業計画の執行権限及び責任を有し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、執行役員、会計、監事で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

- 2 役員会は、岩手まち協の運営及び事業計画等の方針を協議し、必要な事項を総会または運営委員会に提起する。
- 3 役員会の議長は、会長とする。

(専門部会)

第14条 岩手まち協に次の専門部を置く。

- (1) 安心・安全部
 - (2) 健康福祉部
 - (3) 子ども育成部
 - (4) 芸術・文化部
 - (5) スポーツ・レクリエーション部(スポレク部)と改称
 - (6) 環境整備部
- 2 専門部は、役員会が指名する構成団体が推薦する者により構成する。

- 3 役員会から指名を受けた構成団体は、1～2名の専門部員を選任し、事務局長へ届け出るものとする。
- 4 専門部に次の役員を置く。
 - (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 若干名
- 5 部長は執行役員が、副部長は自治会長が務める。
- 6 部長は、部会を主宰する。
- 7 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 専門部は、部長が招集し、事業計画に基づき所管事項の具体的な事業の企画及び執行にあたる。
- 9 専門部の所管事項は別に定める。

(会計)

- 第15条 岩手まち協の経費は、垂井町からの交付金・補助金、岩手地区連合自治会からの補助金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。
- 2 岩手まち協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 岩手まち協の会計処理は、別に定める会計規則による。

(事務局)

- 第16条 岩手まち協の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局に、運営委員会の承認を得て、事務員を置くことができる。

(規則・細則・要綱等)

- 第17条 この規約に定めるものの他、規則・細則・要綱等必要な事項は、会長が役員会の議を経て運営委員会に諮って定めることができる。

附則

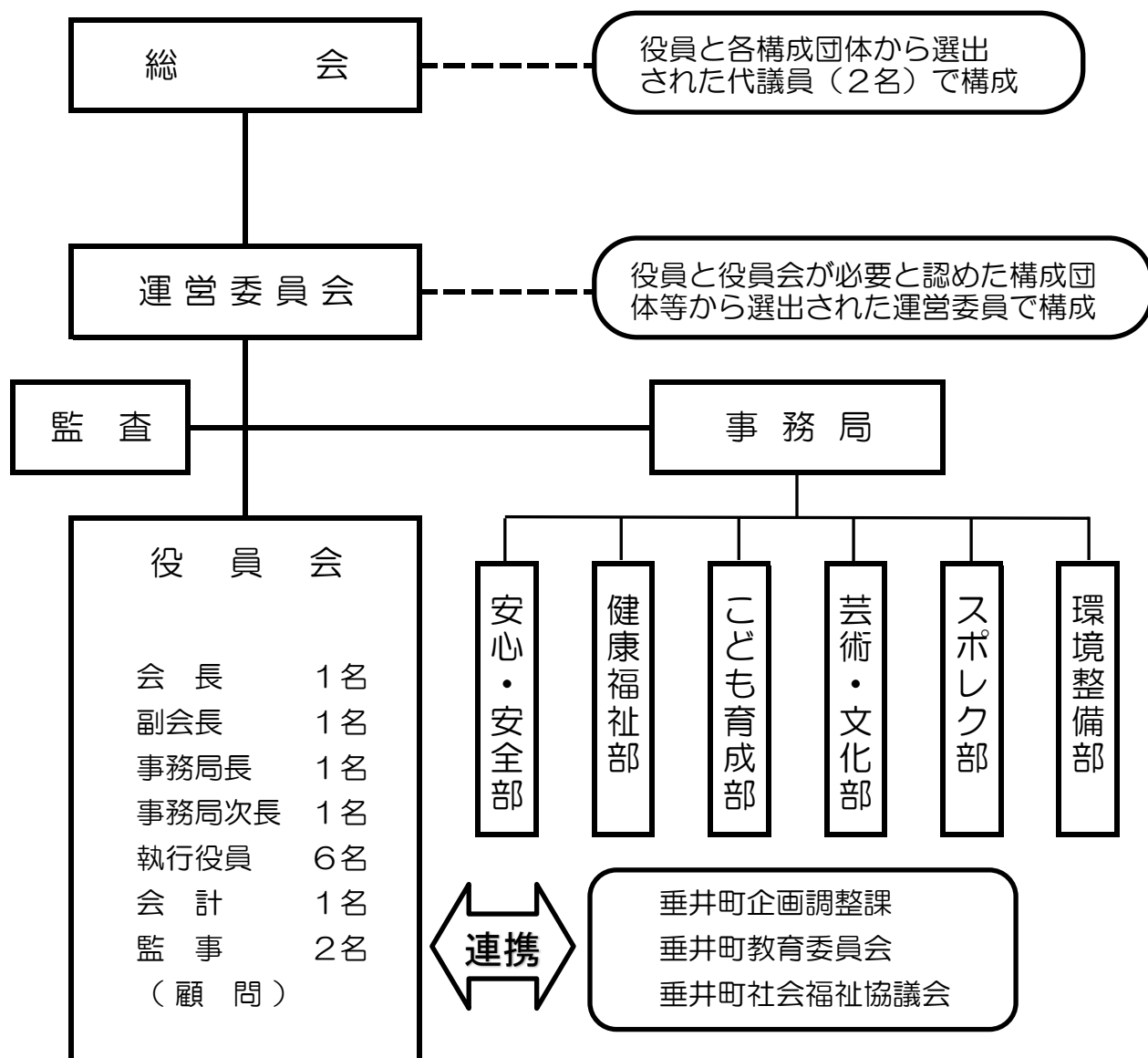
- 1 この規約は、岩手まち協の設立総会（平成24年12月2日開催）の承認を得て制定・施行される。

しかしながら岩手まち協が予算を確保して本格的に活動を開始するのは、平成25年4月1日以降となることから、設立総会から平成25年度の総会までは、本格的な活動開始に向けた準備期間となる。

よって設立総会で選出される役員の任期は、第10条の規定に拘わらず、平成25年度の総会までとする。

そのため、準備期間中は、規約の全てを施行するものではなく、設立総会で決定された活動に限定して、この規約を適用するものとする。
- 2 この規約は平成25年4月21日に一部改訂し全面施行する。
- 3 この規約は平成27年4月19日に一部改訂し全面施行する。
- 4 この規約は平成29年4月16日に一部改訂し全面施行する。

以上



- 構成団体 (順不同)** 岩手地区にお住いの皆さんは、下記の団体を通じて全ての皆さんがまちづくり協議会の構成員です。
- | | | | |
|-------------|----------------|-----------|----------|
| 菩提田町自治会 | 川原自治会 | 長畑自治会 | 南長畑自治会 |
| 五明自治会 | 下町自治会 | 漆原自治会 | 南漆原自治会 |
| 宮之前自治会 | 谷自治会 | 伊吹自治会 | 大石自治会 |
| 北中学校 | 岩手小学校 | 岩手幼保園 | 子ども会・育成会 |
| 民生児童委員 | 老人クラブ連合会 | 商工会 | 消防・岩手分団 |
| 交通安全協会 | スポーツ推進委員 | 体育推進員会 | スポーツ少年団 |
| 青少年育成協力推進員会 | 歴史と文化を守る会 | 竹中半兵衛公顕彰会 | |
| 農地水環境保全組合 | 福祉推進員(社会福祉協議会) | | |
| クラブ・サークル連絡会 | | | |

令和2年度の役員

参 考

会 長	鈴 木 準 二 (南漆原)	地区センター長
副会長	田 辺 定 幸 (長畑)	連合自治会長
事務局長	高 木 茂 彦 (菩提田町)	センター員
事務局次長	藤 井 厚 美 (東大石)	センター員
会 計	町 田 正 博 (菩提田町)	連合自治会副会長
執行役員	中 川 泰 一 (長畑)	環境整備部
//	児 玉 亮 (漆原)	安心安全部
//	青 木 勝 (南長畑)	スポレク部
//	岩 田 きよみ (谷)	芸術文化部
//	小 坂 厚 樹 (川原)	子供育成部
//	松 岡 明 美 (伊吹)	健康福祉部
監 事	浅 野 美津子 (漆原)	
//	熊 崎 誥 一 (宮之前)	

以上

令和2年度 専門部の所管事項

専門部活動の運営要綱

1. 専門部は、構成団体に組織し、構成団体間の連携・調整を図り、相互の活動が容易になるように努めるものとする。
2. 部長は、必要に応じて部員以外の、構成員及び外部の有識者の参加を求めることができる。
3. 部長は、事業を円滑に推進するため、必要に応じて他の専門部と協議し、合同で会議を開くことができる。
4. 専門部が企画運営する事業（活動）について、構成団体は積極的に協力しなければならない。

専門部の所管事項

専門部名	所 管 事 項	具 体 的 事 業（活動）
安心・安全部	防災、防犯、交通安全に関すること 児童生徒の通学時の安心・安全に関すること 青少年の非行防止に関すること	こども見守り活動 交通安全対策、災害図上訓練 自主防災隊の連携、災害時の要支援者対応
健康福祉部	一人暮らしの高齢者との交流に関すること 高齢者・障害者の生きがい活動に関すること 生活支援サービスに関すること 育児支援に関すること 災害時の要支援者対応に関すること	社協との連携による見守りネットワークの強化 一人暮らしの高齢者家庭訪問、給食サービス 要支援者マップの作成、くらしのサポート 生き生きふれあいサロンの普及 カフェサロンの展開、救急医療情報キットの普及
こども育成部	青少年の健全育成に関すること こども体験活動に関すること 子育て支援活動に関すること	子ども教室（菁莪塾）、子ども会活動の支援 小学校留守家庭児童教室支援、ラジオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援
芸術・文化部	文科系講座の企画運営 クラブ活動に対する支援 歴史・文化の保存継承に関すること	夏祭り、芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座
スポレク部	町民運動会に関すること スポーツ・レクリエーション行事に関すること ニュースポーツの推進に関すること スポーツ系講座の企画運営	町民運動会の企画運営 スポーツ講座 春秋スポーツ・レクリエーション行事の企画運営
環境整備部	環境美化活動に関すること 自然環境の保全に関すること 道路・河川などの生活環境に関すること ごみ減量化、リサイクルに関すること	農地・水・環境保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業、ほたる祭り 中学生の地域貢献活動支援

令和2年度 専門部の構成

自治会は1年毎に1自治会が下段の専門部へ移動するローテーションを行う。○印は副部長を務める
二つ以上の専門部を担当する構成団体（アンダーライン）は、代表者、運営委員以外の者を派遣することができる。

安心・安全部	○ 伊吹自治会、南長畑自治会、消防団、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA 老人クラブ（男性）、交通安全協会	9
健康福祉部	○ 下町自治会、長畑自治会、福祉推進員、民生児童委員、老人クラブ（女性） 幼稚園、幼稚園保護者会	7
こども育成部	○ 南漆原自治会、五明自治会、民生児童委員、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA 青少年育成協力推進員、子ども会育成会	9
芸術・文化部	○ 宮之前自治会、漆原自治会、歴史と文化を守る会、文科系クラブ代表 商工会、竹中半兵衛公顕彰会、子ども会育成会	7
スポーツ部	○ 谷自治会、大石自治会、体育推進員(2)、スポーツ推進委員(2)、スポーツ少年団、スポーツ系クラブ代表	8
環境整備部	○ 川原自治会、菩提田町自治会、農地・水・環境保全組合、青少年育成協力推進員、商工会、消防団 歴史と文化を守る会、竹中半兵衛公顕彰会	8

運営委員会の構成

役員、顧問、自治会長、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA、幼稚園、幼稚園保護者会、商工会、農地・水・環境保全組合 消防団、老人クラブ、歴史と文化を守る会、民生児童委員、体育推進員、青少年育成推進員、スポーツ推進員、クラブ・サークル代表 交通安全協会、子ども会育成会、福祉推進員会、竹中半兵衛公顕彰会 役員を派遣している構成団体は、その役員が運営委員を兼務することができるものとする。
--

黄色い旗、揚がっていますか!!

「愛の見守り活動」は自治会内の



向こう三軒両隣の見守り活動

この活動は岩手地区を、より安全で安心な地域とするため「まちづくり」の一環として展開しています。

「黄色い旗」の掲揚は、高齢者や高齢単身者、身体の不自由な方などが、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、見守り活動を通じて、異常のあった家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることを目的とします。

自治会のすべての世帯が、毎日、朝起きたら玄関や窓、庭先など、近所の方が確認できる場所に、黄色い旗を掲げ、夕方には片づけることを基本とします。

すべての世帯が掲げる目的は、特定の世帯（高齢者だけの世帯や高齢単身者、身体弱者）のみが掲げていることが判ると、盗難や犯罪に利用される恐れがあるため、これを防止するためであり、決して強制するものではなく、自発的に掲げていただくことをお願いするものです。

皆で見守りましょう



- 隣近所の皆さんがそれぞれ見守ることとします。
- 黄色い旗が出ていないまたは片づけていない時は、声をかけてみましょう。
- 異常が発生した場合には、必ず大きな声で、ご近所に知らせ、複数の住民で対処（救急車の手配など）してください。
- 二回の声掛けにも返事がないときは、自治会長、班長、福祉委員などに連絡をしてください。
- 旅行などで外出が続く場合は、ご近所に伝えましょう。

旗が破れた・汚れた場合は、地区センターへ

救急医療情報キット



点検していただけますか!!

**万が一、救急車を呼んだときには
対象者の医療情報を早期に病院へ伝えることが重
要です。情報は、救急隊員から病院へ伝えます。
家族の医療情報をシートにまとめておけば安心。**

救急医療情報キットを備える運動を展開しています

近年、社会生活の変化によって、心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病が若年化の傾向にあります。また、食生活の変化により食物アレルギーによって重篤な症状に陥ることも増加の傾向にあります。

突然の災害や、急病などのときには、適切かつ迅速な処置が必要です。

救護を受けなければならないことが起きた場合、救急隊、医療機関が、その傷病者の正しい情報を早期に得ることが命を守るうえで大変重要です。

岩手地区まちづくり協議会では、家族の医療情報を救急医療情報シートにまとめ、救急医療情報キットとして冷蔵庫に保管することによって、岩手地区の皆さんの安全と安心をより確保する運動を展開しています。

「救急医療情報キット」とは、緊急時に備え、自分の氏名、年齢、持病、服用している薬の名称、アレルギーの有無、かかりつけ医療機関とその医療機関の診察券の写し、緊急連絡先などの情報を記入した情報シートを円形のプラスチック容器などの中に入れ、冷蔵庫の飲料水など保管するドアポケットに保管し、緊急時に活用するものです。この情報シートは、病変に応じて見直すことが大切です。定期的に見直すようにしましょう。

さらに、救急隊に救急医療情報キットが冷蔵庫に保管されていることを知らせるために、玄関を入ったところの目に付くところへ表示マークを貼ります。



皆でつくる

明るい町